

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	遊漁船利用者の安全性向上に向けた法整備 －改正遊漁船業法をめぐる国会論議－
著者 / 所属	北村 映璃 / 農林水産委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	460号
刊行日	2023-9-28
頁	69-81
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230928.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230928.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

# 遊漁船利用者の安全性向上に向けた法整備

## — 改正遊漁船業法をめぐる国会論議 —

北村 映璃

(農林水産委員会調査室)

### 《要旨》

知床遊覧船事故を契機とし、令和5年3月、遊漁船業者の登録・更新制度の厳格化、登録申請時における業務規程の提出の義務付け、遊漁船業者による重大事故の報告の義務付け、遊漁船業に関する協議会制度の創設等を内容とする遊漁船業法改正案が国会に提出され、同年5月に参議院で可決・成立した。

衆参の農林水産委員会における審議では、知床遊覧船事故調査の指摘を改正案にどう生かしたか、都道府県が業務規程の内容の妥当性をどう判断するか、ウェブサイトを持たない遊漁船業者が情報をどう公表するか、協議会の組織化をどう促進するか、利用者の安全確保のために遊漁船業者の安全管理をどう支援するか、資源管理のために遊漁による採捕量をどう把握するか等が議論となった。

改正法によって、遊漁船事故の発生状況が改善に向かうのか注視していく必要がある。また、遊漁における採捕量の情報収集の在り方について、速やかな検討が求められる。

## 1. はじめに

令和4年に北海道・知床において発生した小型旅客船の重大事故を受け、小型旅客船の総合的な安全対策についての方向性が打ち出され、第211回国会に「海上運送法等の一部を改正する法律案」(閣法第42号。以下「海上運送法等改正案」という。)が提出された<sup>1</sup>。

利用者を船舶に乗せる業態である遊漁船業<sup>2</sup>についても、安全対策の見直しの必要性が高まり、遊漁船業者の登録・更新制度の厳格化、遊漁船業者の登録を受けようとする者による申請時における業務規程の提出の義務付け、遊漁船業者による重大事故の報告の義務付け、遊漁船業に関する協議会制度の創設等を内容とする「遊漁船業の適正化に関する法律

<sup>1</sup> 令和5年4月28日に参議院で可決・成立した(令和5年法律第24号。以下「海上運送法等改正法」という。)

<sup>2</sup> 船舶により乗客を漁場(海面及び農林水産大臣が定める内水面に属するものに限る。)に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業。

の一部を改正する法律案」(閣法第53号。以下「改正案」という。)が、海上運送法等改正案と時期を同じくして国会に提出され、令和5年5月26日、参議院で可決・成立した(令和5年法律第39号。以下「改正法」という。)

以下、現行法及び改正法の概要と審議経過、主な国会論議について紹介する。

## 2. 改正案提出の経緯

### (1) 現行法の概要

遊漁船業は、江戸時代から、「釣船業」あるいは「遊船」などと称して、専業、あるいは漁業や旅客船業等との兼業の形で、独自の地場産業として現在まで発展してきた<sup>3</sup>。

昭和63年7月、東京湾において大型遊漁船と海上自衛隊潜水艦が衝突し、30名が死亡するという大事故が発生したことを契機に、同年の第113回国会において「遊漁船業の適正化に関する法律」(昭和63年法律第99号。以下「遊漁船業法」という。)が議員立法により制定され、翌平成元年10月に施行された。

しかし、遊漁船業法の制定以後も遊漁船業において事故が多発し、漁業者との漁場利用をめぐるトラブルが生じた。これらの状況を踏まえ、法改正に向けた議論が行われた結果、遊漁船業に係る参入規制の届出制度から登録制度への変更等を主な内容とする「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律」(平成14年法律第76号)が、平成14年の第154回国会に成立し、平成15年4月に施行された。この改正は遊漁船業法の初めての本格改正となった。

現行の遊漁船業法は、遊漁船利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保を目的とし、都道府県知事による遊漁船業者の登録及び必要な規制の実施並びに遊漁船業者が組織する団体の適正な活動の促進を行うものとなっている。

### (2) 改正案の提出

船釣りや瀬渡し<sup>4</sup>等を行う遊漁船業においては、近年、衝突事故数や死傷者数が増加傾向にあり、事故の防止・利用者の安全確保が喫緊の課題となってきている。

また、令和4年3月に閣議決定された「水産基本計画」においては、「遊漁船業は漁業者にとって地元で収入が得られる有望な兼業業種の一つであり、登録制度を通じた業の管理を適切に行うとともに、地域の実情に応じた秩序ある業の振興を図り、漁村の活性化に活用する」等と記述され、地域の水産業と調和した遊漁船業の業務運営が求められている。

こうした中、令和4年4月23日、北海道・知床において、小型旅客船が沈没し、死者・行方不明者が多数に上る重大事故が発生した。これを受け、国土交通省は同年5月から「知床遊覧船事故対策検討委員会」を立ち上げ、同委員会は7月に中間取りまとめ、12月に取りまとめを行い、小型旅客船の総合的な安全対策についての方向性を打ち出した。

遊漁船業は、一般の利用客を乗船させる業態である点において、旅客船と共通しており、遊漁船業における安全対策の見直しや、その他諸課題に対する対策の方向性等について検

<sup>3</sup> 金田禎之『新編 漁業法のここが知りたい(2訂増補版)』(成山堂書店、平成28年)163頁

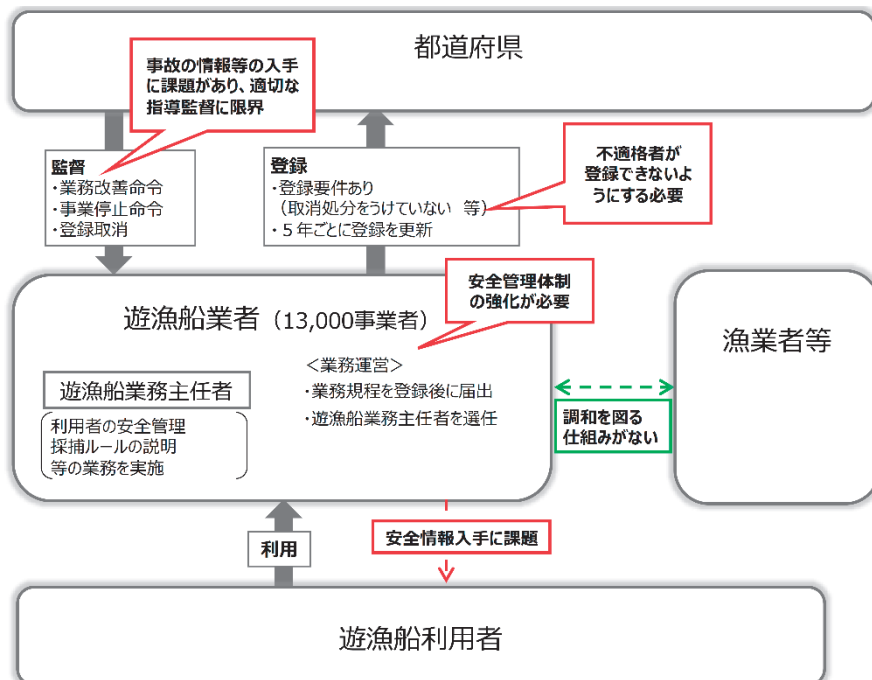
<sup>4</sup> 釣り人を沖磯(陸から離れた場所にある磯)や防波堤へ船で渡すこと。

討するため、同年10月、水産庁は、学識経験者や行政担当者、業界関係者等を委員として「遊漁船業の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置した。

検討会は、同年12月、遊漁船業法に基づく制度の現状と課題、今後の方向性を「中間とりまとめ」（以下「検討会中間とりまとめ」という。）として整理した。検討会中間とりまとめでは、今後の遊漁船業法に基づく制度の方向性として、安全対策を重層的に強化し、遊漁船業の適正な業務運営を確保するため、i) 遊漁船業者による安全管理の強化、ii) 登録制度の厳格化・都道府県による安全管理体制の強化、iii) 利用者の保護・安全情報の提供、iv) 地域の関係者による取組の推進が必要であるとした<sup>5</sup>。

検討会中間とりまとめ等を踏まえ、図表1に示す課題等に対応するため、政府は、第211回国会（常会）の令和5年3月10日に改正案を閣議決定し、国会に提出した。

図表1 現行の遊漁船業法の制度と課題



(出所) 水産庁「遊漁船業に関する制度の現状と課題」（第3回遊漁船業の在り方に関する検討会（令和5年6月12日）参考資料2）2頁

### 3. 改正案の主な内容

#### (1) 遊漁船業者の登録・更新制度の厳格化

##### ア 遵守状況不良に対する登録有効期間の短縮

現行法では、遊漁船業者の登録の有効期間は5年とされている。この期間について、検討会中間とりまとめでは、法令違反を原因とした事故を起こしたにもかかわらず改善を行わず再度事故や違反を起こしている例があることから、安全意識の低い遊漁船業者

<sup>5</sup> 水産庁「遊漁船業の在り方に関する検討会中間とりまとめ（概要）」（令和4年12月）

については、一律の有効期間ではなく、短いスパンでその事業運営に係る適格性を確認するよう、より短い期間を有効期間とするべきと指摘している<sup>6</sup>。

これを受けて、改正案では、遊漁船業法及び遊漁船業法に基づく命令の規定並びに遊漁船業法の規定に基づく処分の遵守状況が不良な場合、登録の有効期間を、当該遵守状況を考慮して4年以内において政令で定める期間に短縮する措置を講ずることとした<sup>7</sup>。

### イ 登録・更新要件の厳格化

現行法に定められている登録拒否要件について、検討会中間とりまとめでは、法令違反や事故を抑止する観点から、欠格期間の延長等の登録拒否要件の厳格化等の見直しを行うことが必要であると指摘している<sup>8</sup>。

これを受けて、改正案では、以下（ア）、（イ）に掲げる登録拒否要件を厳格化する措置を講ずることとした。

#### （ア）欠格期間の延長

現行法では、登録を取り消された者等について、その処分のあった日から2年は登録を受けることができないこととなっている。

改正案では、この期間を2年から5年へ延長する措置を講ずることとした。

#### （イ）欠格事由の追加

改正案では、現行法に定める欠格事由に加え、処分逃れを目的として廃業した者、関連法人が登録取消処分を受けた者等による登録申請を欠格事由に追加する措置を講ずることとした。

## （2）遊漁船業者の安全管理体制の強化

### ア 登録申請時の業務規程の提出義務化

現行法では、遊漁船業者は、登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に業務規程を届け出なければならないとされている。

改正案では、登録前の申請時に業務規程を提出するよう義務化するとともに、業務規程に定めるべき事項を規定して、業務規程が農林水産省令で定める基準に適合していない場合に登録拒否事由とする措置を講ずることとした。

### イ 遊漁船業務主任者の義務の明確化

現行法では、遊漁船業者は、遊漁船業務主任者を選任し、遊漁船における利用者の安全管理等を行わせなければならないこととされている。

利用者が瀬渡しにより遊漁船外で釣りを行う場合も含めて利用者の安全管理を行うことを明確化する等の観点から、改正案では、遊漁船業務主任者の乗船義務、漁場への案内及び漁場における水産動植物の採捕に係る利用者の安全管理等の職務の誠実な遂行義務を明確化する措置を講ずることとした<sup>9</sup>。

<sup>6</sup> 「検討会中間とりまとめ」 5頁

<sup>7</sup> なお、現行制度において施行政令は制定されていないため、新たに施行令を制定することとなる。

<sup>8</sup> 「検討会中間とりまとめ」 5頁

<sup>9</sup> なお、遊漁船には船長及び遊漁船業務主任者が乗り込むこととなっているが、船長と遊漁船業務主任者の兼任率は99%を占める（水産庁「遊漁船業をめぐる現状と課題」（令和4年10月）（水産庁遊漁船業の在り方に



### (3) 利用者の安全等に関する情報の公表等の措置

#### ア 遊漁船業者に重大事故の報告を義務化

現行制度では、水産庁が示す業務規程例<sup>10</sup>において、海難その他の異常の事態が発生した場合で、利用者の生命又は身体に損害が生じた事故等については、事故発生後3日以内に都道府県知事に概要及び事故処理の状況等について報告する規定が設けられている。

検討会中間とりまとめでは、遊漁船業法上、都道府県への報告義務が課せられていないことから、必ずしも全ての事故に係る報告が都道府県に対しなされている状況にはないとし、事故の再発防止の観点から、遊漁船業者が事故を引き起こした際に、事故の内容、原因等を都道府県に報告させることで、当該都道府県の指導監督に利用できるようにするとともに、遊漁船業者においても事故の原因分析を行うような仕組みが必要であると指摘している<sup>11</sup>。

これを受けて、改正案では、遊漁船業者が重大な事故を引き起こした場合に、事故の種類、原因その他農林水産省令で定める事項の都道府県知事への届出を義務化するとともに、当該届出をせず、又は虚偽の届出を行った場合は、50万円以下の過料に処す罰則を設ける措置を講ずることとした。

#### イ 利用者の安全や利益に関する情報の公表を義務化

検討会中間とりまとめでは、各遊漁船業者において、利用者の安全に資する各遊漁船業者の取組等の情報を公表することを積極的に進めるとともに、都道府県においても、遊漁船業者の公表する情報に加えて利用者の判断材料となる情報を提供する観点から、遊漁船業者に対する行政処分等の情報公開を進めていく必要があると指摘している<sup>12</sup>。

これを受けて、改正案では、都道府県に対し、行政処分、事故の届出に関する事項等の利用者の安全等に関する情報の公表を、遊漁船業者に対し、利用者の安全確保や利益保護のために講じた措置等の情報の公表を義務付ける措置を講ずることとした。遊漁船業者については、当該公表をせず、又は虚偽の公表を行った場合に、50万円以下の過料に処す罰則も設けた。

### (4) 遊漁船業に関する協議会制度の創設

現行法では、遊漁船業の適正な運営のための構成員への指導や漁場の適正利用の推進等を目的とした遊漁船業者で構成する遊漁船業団体を指定する制度があるものの、指定団体数は減少し、活動も低調である。

他方で、漁業における漁獲量の数量管理を基本とする資源管理の導入を背景に、遊漁船業においても漁場の適正利用を徹底することが求められている中、自主的組織による安全管理や資源管理に向けた取組を進める優良事例も存在する<sup>13</sup>。

---

関する検討会（第1回）配付資料（令和4年10月19日）3頁）。

<sup>10</sup> 「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行について」（平成15年3月7日付け14水管第3670号水産庁長官通知、平成30年10月22日最終改正）別添

<sup>11</sup> 「検討会中間とりまとめ」3頁、5頁

<sup>12</sup> 「検討会中間とりまとめ」6頁

<sup>13</sup> 例えば、兵庫県明石市では、県・市・市漁協・観光協会・釣り団体等が連携して独自のタコ釣りルールを設

検討会中間とりまとめでは、地域の水産業と調和した業務運営が遊漁船業に求められている中で、遊漁船業団体の枠組みでは対処できない課題への対応として、遊漁船業者のみによる組織だけでなく、行政や漁業者、外部の専門家などが参画するような仕組みを設けていく必要があると指摘している<sup>14</sup>。

これを受けて、改正案では、都道府県知事が協議会を組織できる制度を創設し、行政主導による協議を可能とする措置を講ずることとした（図表2）。

図表2 協議会制度の概要

協議会制度の概要（改正案第28条）		
第1項	主催	都道府県知事
	目的	遊漁船業における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組を推進するために必要な協議を行うため
第2項	構成員	①都道府県知事 ②区域内の遊漁船業者、又は、 当該遊漁船業者を直接若しくは間接の構成員とする遊漁船業団体 ③区域内において漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合、又は、 当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会 ④関係地方公共団体、学識経験者、その他の都道府県知事が必要と認める者
第3項	協議会を組織する都道府県知事は、協議を行う旨を上記②及び③に通知しなければならない。	
第4項	通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。	
第5項	協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係地方公共団体その他の関係者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。	
第6項	協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。	
第7項	上記のほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。	

（出所）筆者作成

### （5）罰則の強化

検討会中間とりまとめでは、法令違反や事故を抑止するという観点から、業務改善命令等の行政処分の実効性を確保するために見直しを行うことが必要であると指摘している<sup>15</sup>。

改正案では、上記（3）の内容のほか、以下の罰則を強化する措置を講ずることとした。

#### ア 利用者の安全に係る業務改善命令に従わない遊漁船業者に対する懲役刑の導入

利用者の安全に係る業務改善命令違反に対し、1年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金、又はその両方を科す罰則を追加する措置を講ずることとした。

#### イ 法人重科の創設

法人や人の従業員等が、アの違反行為をした場合に、違反行為をした法人や人の従業員等に加え、法人の場合においては法人に対しても1億円以下の罰金刑、人の場合にお

定し、遊漁も含めた資源管理に自主的に取り組み、遊漁と地域の水産業の調和が図られている。

<sup>14</sup> 「検討会中間とりまとめ」7頁

<sup>15</sup> 「検討会中間とりまとめ」5頁

いては人に対してもアの罰金刑を科す罰則を追加する措置を講ずることとした。

## 4. 審議の経過

### (1) 衆議院における審議

改正案は、令和5年5月15日、衆議院農林水産委員会に付託され、5月16日に趣旨説明を聴取した後、5月17日に質疑・採決が行われ、全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定された。5月18日、衆議院本会議において、全会一致で可決され、参議院に送付された。

### (2) 参議院における審議

衆議院から送付された改正案は、5月22日、参議院農林水産委員会に付託され、5月23日に趣旨説明を聴取した後、5月25日に質疑・採決が行われ、全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定された。5月26日、参議院本会議において、全会一致で可決・成立し、6月2日に公布された。施行日は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日となっている<sup>16</sup>。

## 5. 主な国会論議

### (1) 知床遊覧船事故調査の改正案への反映

改正案提出の契機となった知床遊覧船事故については、要因の一つとして「発航の可否判断及び運航継続の判断に問題があったこと」が指摘されており<sup>17</sup>、この指摘を改正案にどのように生かしたか問われた。政府は、この改正案の中で、出航や運航継続の判断に関しては、遊漁船業務主任者の知見が適切に生かされるように遊漁船業者がその意見を尊重しなければならないこととし、さらに、業務規程を登録の際の審査書類に追加することで、出航判断基準等に関する事項を都道府県知事が確認できることとしたことにより、知床の事故を踏まえた海上運送法等改正法と同等の安全対策を措置したと説明した<sup>18</sup>。

### (2) 遊漁船業者の登録・更新制度の厳格化

#### ア 遵守状況不良者に対する登録有効期間の短縮

改正案では、遊漁船業法及び遊漁船業法に基づく命令の規定等の遵守状況が不良な場合、登録の有効期間を、その遵守状況を考慮して4年以内において政令で定める期間に短縮する措置を講じている点について、この対象となる遵守状況が不良な者の具体例について問われた。政府は、業務改善命令や事業停止命令を受けた者を想定しており<sup>19</sup>、それ以外にどのような者を対象とするか、また、それぞれの者について更新期間の短縮幅

<sup>16</sup> 水産庁「第4回遊漁船業の在り方に関する検討会資料」（令和5年8月9日）において、令和6年4月施行の予定である旨が示されている。

<sup>17</sup> 国土交通省運輸安全委員会「船舶事故調査の経過報告について」（令和4年12月15日）66頁

<sup>18</sup> 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第12号14頁（令5.5.25）。なお、会議録の引用は逐語的ではなく、一部省略等を行うほか、常体で統一している（以下、本稿において同じ。）。

<sup>19</sup> 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第12号4頁（令5.5.25）



をどの程度に定めるかについては、現場や有識者の声も踏まえつつ、公平かつ明確なものとなるよう検討する<sup>20</sup>と説明した。

また、命令や処分の遵守状況が不良な者は欠格事由に当たるとはならないかとの問いに対し、命令を受けた者に対して求めた改善措置が適切に講じられているか、登録の有効期間を短縮することで通常より短い間隔で確認し、遵守状況を踏まえて判断し、極めて悪質な場合には登録の取消処分の対象となると説明した<sup>21</sup>。

さらに、業務改善命令等の処分を受けた者であれば、遵守状況を確認しやすいが、処分を受けていない遊漁船業者の遵守状況を確認する必要性についての指摘に対し、政府は、現行法に規定する報告徴求や立入検査に加え、改正案において、事故を起こしたときの報告義務化や登録、更新時の業務規程の提出義務化を措置しており、こうした機会を捉えて把握の精度の向上を期待すると説明した<sup>22</sup>。

### イ 登録制の意義

一般客を乗船させて運ぶ遊覧船については、海上運送法において許可制が採られている<sup>23</sup>ことから、遊漁船業法に許可制を導入する必要性について問われた。政府は、遊漁船業が小規模であることを踏まえ、不適格な者以外は事業に参入できる登録制としてしていると説明した<sup>24</sup>。

## (3) 遊漁船業者の安全管理体制の強化

### ア 登録申請時の業務規程の提出義務化に係る対応

改正案では、遊漁船業者の登録を受けようとする者について、申請時に都道府県知事が業務規程の内容を確認し、基準に適合しているか判断することとなる点について、基準の考え方や都道府県知事の判断基準を示す必要性について問われた。政府は、必要な人数の船長や遊漁船業務主任者が確保できているか、事故発生時における連絡体制が整っているか等を省令で定めることを考えており<sup>25</sup>、また、業務規程の模範例や業務規程の妥当性を判断する際の考え方を示すとともに、必要な助言を行っていく<sup>26</sup>と説明した。

また、遊漁船業者における業務規程の遵守状況のチェック体制を構築する必要性について問われた。政府は、改正案において、これまで届出が登録後の一度のみだった業務規程について登録時や更新時においても提出しなければならないこととし、安全に関する記載事項が一定の基準に適合しない場合には登録更新できないようにすること、また、遊漁船業者に対する指導監督を担う都道府県に対し、業務の実施状況の把握に関するガイドラインを示すことにより業務規程に沿って運営されているか確認しやすい環境を整えると説明した<sup>27</sup>。

<sup>20</sup> 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第12号8頁（令5.5.25）

<sup>21</sup> 第211回国会衆議院農林水産委員会会議録第11号20～21頁（令5.5.17）

<sup>22</sup> 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第12号4頁（令5.5.25）

<sup>23</sup> 海上運送法等改正法において、一度に13人以上を運ぶ旅客船等については許可制となった。

<sup>24</sup> 第211回国会衆議院農林水産委員会会議録第11号8頁（令5.5.17）

<sup>25</sup> 第211回国会衆議院農林水産委員会会議録第11号8頁（令5.5.17）

<sup>26</sup> 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第12号2頁（令5.5.25）

<sup>27</sup> 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第12号8頁（令5.5.25）

さらに、遊漁が禁止される区域や安全性の確保されていない場所への瀬渡しを取り締まる必要性について問われた。政府は、防波堤等における遊漁については、港湾管理者や施設又は土地の所有者などが定めるルールに従うとともに、利用者の安全確保を図る必要があり、改正案において、登録、更新の際、業務規程の内容を都道府県が確認し、禁止される区域や安全性が確保されていない場所での瀬渡しが行われないようチェック可能な仕組みとしたと説明した<sup>28</sup>。

#### イ 遊漁船業務主任者の義務の明確化

改正案では「遊漁船業者は、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関し、遊漁船業務主任者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない」と規定されている点について、遊漁船業者に対して遊漁船業務主任者の意見を尊重する義務を課す意義について問われた。政府は、遊漁船業務主任者は、利用者の安全確保や漁場の安定利用の確保などの重要な役割を担っており、地域の気象、海象、操船の経験や知識なども有しているため、その判断が尊重されることが重要であり、各遊漁船業者において、現場の意見が十分に反映され、これまで以上に利用者の安全性や適切な業務運営が確保されると説明した<sup>29</sup>。

### (4) 利用者の安全等に関する情報の公表等の措置

#### ア 遊漁船業者に重大事故の報告を義務化

改正案では、遊漁船業者に重大事故の都道府県知事への届出を義務付ける措置を講じている点について、義務化の理由が問われた。政府は、都道府県知事が重大事故の情報を速やかに把握し、再発防止に向けた指導や対策を講じられるようにするためと説明している<sup>30</sup>。

また、報告対象の事故の具体例及び判断の在り方について問われた。政府は、報告対象は必ずしも死亡者やけが人が出た事故に限るものではなく<sup>31</sup>、遊漁船の衝突、乗り上げのほか、沈没や火災などについても対象とする方向で検討中であり、客観的に判断できるよう省令で明確に定めていく<sup>32</sup>と説明した。

さらに、重大事故の原因分析や事故の再発防止対策の必要性について問われた。政府は、都道府県が、事故の報告内容を踏まえ、必要な聞き取り等を行いつつ、当該遊漁船業者が安全確保のためにとるべき措置をとっていたかなどを確認し、その上で、都道府県において事故の再発防止のために必要な措置を検討し、業務改善命令の発出など必要な対応を取り、また、国としても、都道府県が対応を適切に行えるよう、必要に応じ助言等を行っていくと説明した<sup>33</sup>。

<sup>28</sup> 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第12号11頁（令5.5.25）

<sup>29</sup> 第211回国会衆議院農林水産委員会会議録第11号5頁（令5.5.17）

<sup>30</sup> 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第12号15頁（令5.5.25）

<sup>31</sup> 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第12号19頁（令5.5.25）

<sup>32</sup> 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第12号9頁（令5.5.25）

<sup>33</sup> 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第12号19頁（令5.5.25）

## イ 利用者の安全や利益に関する情報の公表を義務化

改正案では、都道府県に対し利用者の安全等に関する情報の公表を、遊漁船業者に対し利用者の安全確保や利益保護のために講じた措置等の情報の公表を、それぞれ義務付ける措置を講ずることとした。義務化の理由について、政府は、遊漁船の利用者が、遊漁船業者が講ずる安全対策等の情報に基づいて遊漁船業者を選択できるようにするとともに、利用者の目を通じて業界全体の安全意識の向上等を図るためと説明している<sup>34</sup>。

また、公表する情報の内容及び公表の具体的な方法について問われた。政府は、都道府県が公表する情報の具体的な内容は、事故の発生件数、事故の発生状況の取りまとめ、行政処分の発出状況などを想定しており、また、公表の方法としては、都道府県のウェブサイトに掲載する方法を想定していると説明した<sup>35</sup>。遊漁船業者については、公表する情報の具体的な内容は、利用者の安全確保のために船長及び遊漁船業務主任者が遵守すべき事項、出航中止の判断基準や海難発生時など緊急時の対処方法などを想定しており<sup>36</sup>、また、公表の方法としては、利用者の利便性のため、ウェブサイトなどを活用したデジタル化の取組が重要と説明した<sup>37</sup>。

さらに、ウェブサイトを持たない小規模な遊漁船業者の情報の公表への配慮について問われた。政府は、インターネットを使えない遊漁船業者への対応の考え方として、現に、都道府県や遊漁船業の団体のウェブサイトに掲載する等の取組を行う地域があるため、こうした手法も参考に、適切な公表方法を今後、現場や有識者の声も踏まえ検討したいと説明した<sup>38</sup>。

釣り人の責任による事故における事故の報告及び公表の運用について問われた。政府は、事故の報告については責任の所在について予断することなく求めるが、その後の安全情報に係る公表について、当該事故をどのように公表するかについては、責任の在りか等も含めて検討したいと説明した<sup>39</sup>。

なお、情報の公表期限については、遊漁船業者に対して利用者の安全等に関する情報の公開を義務付けるに当たり、条文上は、単に公表する、として期限を設けていない。その理由は、例えば損害賠償保険の加入状況等、恒常的な公表を想定しているためとしている。一方、情報のうち、業務改善命令を受けて必要な措置を講じた場合の措置内容については、速やかに公表すべき事項として公表期限を明確化する方向で検討中であると説明した<sup>40</sup>。

## (5) 遊漁船業に関する協議会制度の創設

改正案では、都道府県知事が協議会を組織できる制度を創設し、行政主導による協議を

<sup>34</sup> 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第12号15頁（令5.5.25）

<sup>35</sup> 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第12号19頁（令5.5.25）

<sup>36</sup> 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第12号15頁（令5.5.25）

<sup>37</sup> 第211回国会衆議院農林水産委員会会議録第11号18頁（令5.5.17）

<sup>38</sup> 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第12号20頁（令5.5.25）

<sup>39</sup> 第211回国会衆議院農林水産委員会会議録第11号3頁（令5.5.17）

<sup>40</sup> 第211回国会衆議院農林水産委員会会議録第11号9頁（令5.5.17）

可能とする措置を講ずることとした。

協議会について、政府は、地域の水産業と調和の取れた遊漁船業を振興するため、遊漁船業者、漁業者等の地域の関係者が集まって協議、調整を行うための遊漁船業に関する協議会制度を活用し、遊漁船業と漁業のトラブルを未然に防止してほしいと制度創設の趣旨を説明した<sup>41</sup>。

また、協議会は必置ではないが、国としては、その制度の趣旨から、組織化についての取組を促していくとした。協議会は都道府県知事が設置するものであり、誰を協議会の構成員とするかの判断は都道府県知事が行うが、国としては、その構成の在り方、協議の進め方及び調整・協議の内容の基本的な考え方を示し、それを基に、各都道府県の実態等を踏まえ、意見交換もしながら、協議会の在り方を検討していくとした<sup>42</sup>。

さらに、協議会は、飽くまで地域の方々の協議の場であるが、全国的な知見や広域的な調整の観点から、都道府県知事から求められた場合には、水産庁から協議に参加することもあり得ると説明した<sup>43</sup>。

#### (6) 安全な営業体制の構築に向けた支援の必要性

検討会中間とりまとめでは、遊漁船業務主任者の資質向上のため、事故事例の学習や事故時を想定した安全管理訓練等といった講習・実務研修の充実や習熟度の確認などの取組により、利用者の安全確保等に必要な業務を遊漁船業務主任者が遂行できるよう適切な措置を講ずることが必要であると指摘した<sup>44</sup>。

政府は、遊漁船業の安全性向上に向けて、利用者の安全管理をつかさどる遊漁船業務主任者の資質が重要と認識しており、具体的な取組内容については、現場や有識者の声も踏まえ、今後検討するとした<sup>45</sup>。

また、検討会中間とりまとめでは、業務規程に記載されている、出航停止基準等の遊漁船業者による安全管理に関する規程について、刻々と変化する気象・海象に応じて、遊漁船業者が適切に業務規程を運用していくためのサポート体制の構築が必要であると指摘した<sup>46</sup>。

政府は、業務規程の適切な運用のための支援は必要であると認識しており、遊漁船業者が、今回の法改正による新しい基準に対応した業務規程に沿って適切な業務運営を行えるよう、遊漁船業者の指導監督を行う都道府県に対して、国として、必要な助言等を行うとし、また、遊漁船業に関する協議会制度を通じ、業務規程の運用に当たっての地域的な連携の促進等も図っていくとした<sup>47</sup>。

---

<sup>41</sup> 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第11号14頁（令5.5.17）

<sup>42</sup> 第211回国会参議院農林水産委員会議録第12号3頁（令5.5.25）

<sup>43</sup> 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第11号18頁（令5.5.17）

<sup>44</sup> 「検討会中間とりまとめ」5頁

<sup>45</sup> 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第11号5頁（令5.5.17）

<sup>46</sup> 「検討会中間とりまとめ」5頁

<sup>47</sup> 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第11号8頁（令5.5.17）



## （７）事故が起きた場合の補償

現行制度では、遊漁船業者に対し、定員一人当たりの填補限度額が3,000万円以上の保険又は共済への加入が義務付けられている。この点について、検討会中間とりまとめでは、利用者の利益の保護をより一層図っていく観点から、現行の損害賠償責任保険の加入額の見直し等、利用者の保護に資するより適切な措置を講ずる必要があると指摘した<sup>48</sup>。

政府は、損害賠償責任保険への加入は利用者の利益を保護するための重要な措置であり、十分な保険金額の保険への加入が求められると認識しており、この金額を幾らにすることが適当かについて、現場や有識者等の意見も踏まえながら検討するとした<sup>49</sup>。

また、事故が起きた場合における、被害者やその家族への情報提供や心のケアなど様々な角度からの支援の必要性について問われた。政府は、心のケアに関しては、加害者による真摯な対応が必要であり、その促進のために国や都道府県として何ができるか、他省庁とも情報交換をしつつ検討したいとした<sup>50</sup>。

## （８）遊漁における資源管理の在り方

日本周辺における太平洋クロマグロの漁獲については、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC<sup>51</sup>）において国際的な資源管理措置が行われており、我が国においても漁業者に対する厳格な数量管理が実施されている。遊漁者によるクロマグロの採捕については、令和3年6月から、小型魚（30kg未満）の採捕禁止、大型魚（30kg以上）の採捕報告の義務付け<sup>52</sup>及び採捕量が一定量に達した場合の採捕禁止の措置が講じられている。

また、「水産基本計画」（令和4年3月閣議決定）では、遊漁の資源管理について「魚を採捕するという点では、漁業も遊漁も変わりはないため、今後、資源管理の高度化に際しては、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指していく」とされた。

こうした状況を踏まえ、遊漁の採捕量の実態を把握する必要性<sup>53</sup>について問われた。政府は、現在は遊漁者に対して任意で採捕量の報告を求めており、ウェブサイトへの掲載やポスターの配布などによる周知や、アプリを通じて報告できる仕組みの実施、また、協議会制度を活用した地域の実情に応じた資源管理や理解醸成を促進するため、各地の事例を把握し、優良事例について周知することにより、実態の把握に努めたいとした<sup>54</sup>。

## 6. おわりに

改正法の公布後、検討会は、改正法の施行に向けて整備が必要な政省令や業務規程等の

---

<sup>48</sup> 「検討会中間とりまとめ」6頁

<sup>49</sup> 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第12号5頁（令5.5.25）

<sup>50</sup> 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第12号18頁（令5.5.25）

<sup>51</sup> Western & Central Pacific Fisheries Commission

<sup>52</sup> 令和4年6月からは、一人1日1尾までの制限も追加された。

<sup>53</sup> 三菱UFJリサーチ&コンサルティング『「釣り（遊漁）と漁業の共存及び資源管理の推進に関する政策的検討」に係る委託調査事業報告書』（令和2年3月）（農林水産省の委託調査事業による報告書）では、適切な海洋生物資源管理を行うには釣りの採捕量を把握する必要があるが、遊漁については統計情報が限られており、釣りの実態はほとんど明らかにされていないと指摘している。

<sup>54</sup> 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第12号13～14頁（令5.5.25）



方向性について意見交換を行い、検討会中間とりまとめの指摘事項のうち、改正法で措置を講じた事項以外に対する対応の取りまとめを行っている。新たな業務規程例や遊漁船業務主任者向けの講習や実務研修の充実、遊漁船業者が報告すべき重大な事故の定義と報告事項、遵守状況が不良な者の具体例と登録有効期間、損害賠償填補限度額の引上げ等について議論がなされ、まとまったものは政省令や業務規程例などに反映させていく予定となっている<sup>55</sup>。

遊漁船業者が海に出る前の安全管理へのチェック体制は改正法によって強化されることになる。遊漁船は、多くの一般客を乗船させる業態であり、船舶事故隻数のうち死傷者を伴うものの割合が旅客船とともに高い<sup>56</sup>。今後、遊漁船の事故の発生状況が改善に向かうかどうか、注視したい。

また、遊漁におけるクロマグロ以外の魚種の採捕量の実態を正確に捉えることについては、現在は遊漁者による任意の報告にとどまっており、難しさが浮き彫りとなった。「水産基本計画」では、クロマグロ以外の魚種にも遊漁における資源管理、本格的な数量管理の必要性が高まっていくことが予見されると記述されており、遊漁における採捕量の情報収集の在り方については、速やかな検討が求められる。

(きたむら えり)

---

<sup>55</sup> 水産庁「第4回遊漁船業の在り方に関する検討会資料」(令和5年8月9日)

<sup>56</sup> 水産庁「遊漁船業をめぐる現状と課題」(令和4年10月)(水産庁遊漁船業の在り方に関する検討会(第1回)配付資料(令和4年10月19日)) 2頁